(授業科目及び単位)

- 第1条 外国語学部(以下「学部」という)の授業科目の系列,名称及び単位数は, 次のとおりとする。
 - (1) 英米学科,ロシア学科,中国学科及びイスパニア学科の学科専攻語学,兼修語学,学科基礎科目,全学共通科目,コース科目,研究指導及び自由選択単位については別表(1)で定める。
 - (2) 国際関係学科の学科専攻語学,兼修語学,学科基礎科目,全学共通科目,コース科目,研究指導及び自由選択単位については別表(2)で定める。
 - (3) 教育職員養成課程,司書課程,学校図書館司書教諭課程及び日本語学課程に関する科目については別表(5)で定める。
 - (4) 留学生に関する科目については別表(8)で定める。
 - (5) 削除
 - (6) テーマ研究プログラムに関する科目については、別表(10)で定める。

(履修登録)

- 第2条 毎学年度に履修する授業科目は、その年度の初めにおいて指定された期日までに履修手続きを行うものとする。
- 2 学科専攻語学,研究指導以外の科目について,履修登録している授業を,指定された期間に登録を削除することができる。
- 3 履修する後期開講の授業科目は、毎学年度後期の指定された期日までに変更する ことができる。
- 4 毎学年度に履修登録できる単位数については別途規程で定める。 (履修中止)
- 第2条の2 授業開始後,所定の期間に限り登録科目の履修中止手続きをすることができる。ただし履修中止科目は、次のとおりとする。
 - (1) 学科専攻語学又は研究指導以外の科目について,指定された期間に登録を削除することができる。
 - (2) 兼修語学などの通年科目は,前期の履修中止期間のみ登録を削除することができる。
- 2 履修中止した科目は、別で定めるGPA制度の対象科目に含まないものとする。
- 3 履修中止した科目は、次学期以降(通年科目は翌年度以降)に再度履修登録する ことができる。

(必修科目及び選択科目)

第3条 学科専攻語学,研究指導及び初年次研修を必修科目とし,兼修語学,学科基

礎科目,初年次研修以外の全学共通科目,コース科目及び卒業論文を選択科目とする。

(単位の認定)

第4条 各学科の単位は、必修科目である学科専攻語学、研究指導及び第2条の規定により履修手続きを行った授業科目のうち所定の試験に合格したもの及び審査に合格した卒業論文に与える。

(成績評価)

- 第5条 授業科目の評点は100点をもって満点とし,60点以上を合格として単位を与える。
- 2 合格した科目の評価は、80点~100点を評価5とし、70点~79点を評価4とし、6 0点~69点を評価3とする。

(成績通算制度)

- 第5条の2 学科専攻語学,兼修語学及び研究指導などの通年科目について,後期から休学又は神戸市外国語大学学生海外留学派遣規程第2条に規定する留学をするときは,休学学期又は留学学期に連続する直前の前期と,休学学期又は留学学期との連続性に関わらず,復学学期以後又は留学学期後の直近の後期の成績を合算して成績評価をし、単位を与えることができる。ただし、この場合において、原則として成績を合算する前期と後期の間隔は最長2年とする。
- 2 復学学期以後又は留学学期後に前期から履修する通年科目の後期の成績は,第 1 項の成績の合算の対象とすることができない。

(単位計算の特例)

- 第6条 神戸市外国語大学学則(以下「学則」という。)第32条第1項第2号の規定に 該当する授業科目の単位計算は、次のとおりとする。
 - (1) 学科専攻語学及び兼修語学の授業科目は、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、英米学科専攻語学のIII及びIV階程の科目は、毎週2時間15週の授業をもって2単位とする。
 - (2) 教育実習(事前及び事後の指導を除く),スポーツ方法1及びスポーツ方法2は, 毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。
- 2 臨時に増設する授業科目については、単位及び単位算定の方法をそのつど定め、 取得した単位は卒業必要単位に算入することができる。

(コースの選択)

第7条 英米学科,ロシア学科,中国学科及びイスパニア学科では,語学文学コース,国際法政コース,経済経営コース,多文化共生コース又はリベラルアーツコースのうち,いずれかを選択するものとする。国際関係学科では,国際法政コース,経済経営コース,多文化共生コース又はリベラルアーツコースのうち,2つのコース(主

専攻・副専攻)を選択するものとする。

2 前項のコースの選択は、学科専攻語学のⅡ階程に進級した年度の始めに届け出なければならない。

(各学科の履修科目)

- 第8条 英米学科,ロシア学科,中国学科及びイスパニア学科では,別表(3)に示す授業科目を履修しなければならない。
- 2 国際関係学科では、別表(4)に示す授業科目を履修しなければならない。 (第2部で履修できる科目)
- 第9条 英米学科,ロシア学科,中国学科及びイスパニア学科では別表(1),別表(3)及び別表(5)のうち,国際関係学科では別表(2),別表(4)及び別表(5)のうち,いずれも別表(7)に示す第2部の授業を,36単位を超えない範囲で学部の授業科目として履修することができる。ただし,同一科目を学部・第2部両方で重複して履修することはできない。
- 2 各学科では、別表(5)に掲げる外国語学部第2部に開設された司書科目、学校図書館司書教諭科目を履修することができる。ただし、これらの取得単位は第1項の36単位に含まないものとする。

(英米学科の学科専攻語学)

- 第10条 英米学科での学科専攻語学の履修方法及び単位の付与については、次項以下で定める。
- 2 I, II, III及びIIIの階程を順次履修し、I, III及びIIIの階程ではそれぞれ12単位、IIIの階程では8単位を履修するものとする。
- 3 Iの階程は半期科目に1単位,通年科目に2単位を与え,Ⅱの階程では通年科目 に2単位を与え、Ⅲ及びⅣの階程は通年科目に4単位を与える。
- 4 I 階程の科目のうち8単位を取得すればⅡ階程に進むことができる。
- 5 I階程の全科目の単位を取得した上で、II階程の科目のうち8単位を取得すれば III階程に進むことができる。
- 6 Ⅱ階程の全科目の単位を取得した上で、Ⅲ階程の科目のうち8単位を取得すれば IV階程に進むことができる。
- 7 Ⅰ、Ⅲ、Ⅲ及びⅣの階程で単位を取得できなかった科目があるときは、その科目を次年度に再び履修して単位を取得しなければならない。Ⅲ階程に進級できなかった者は、単位を取得できなかったⅠ階程の科目に加えてⅢ階程の科目を、また、Ⅳ階程に進級できなかった者は、単位を取得できなかったⅢ階程の科目に加えてⅣ階程の科目を、それぞれ履修することができる。ただし、各年度において取得できる単位の合計は12単位を超えることができない。
- 8 第2部英米学科からの転部者については、I及びⅡの階程では、第2部で取得済のそれぞれ10単位を単位認定し、Ⅲの階程では20単位、Ⅳの階程では8単位を履修

するものとする。ただし、そのうち4単位は自由選択単位へ算入することができる。

9 前項の学生は、Ⅲ階程の科目のうち、Ⅲ総合英語の8単位を含む16単位を取得すればⅣ階程に進むことができる。Ⅲ総合英語の単位は、第7項ただし書の12単位に含まないものとする。

(ロシア、中国及びイスパニア学科の学科専攻語学)

- 第11条 ロシア,中国及びイスパニア学科での学科専攻語学の履修方法及び単位の付与については、次項以下で定める。
- 2 I, Ⅲ, Ⅲ及びⅣの階程を順次履修するものとする。
- 3 I階程の6科目全てを取得したときはⅡ階程に、Ⅱ階程の6科目全てを取得したときはⅢ階程に進むことができる。
- 4 Ⅲ階程の科目のうち4科目(8単位)以上の科目を取得したときはIV階程に進む ことができる。
- 5 I 及びⅢの階程は各階程ごとに一括して12単位を与え、Ⅲ及びⅣの階程は各科目に細別して、科目ごとに2単位を与える。
- 6 I, Ⅲ, Ⅲ及びⅣの階程で単位を取得できなかった科目があるときは、その科目 を次年度に再び履修して単位を取得しなければならない。
- 7 IV階程に進級できなかった者は、単位を取得できなかったⅢ階程の科目に加えて IV階程の科目を、4単位まで履修することができる。ただし、各年度において取得 できる単位の合計は12単位を超えることができない。

(国際関係学科の学科専攻語学)

- 第12条 国際関係学科での学科専攻語学の履修方法及び単位の付与については、次項 以下で定める。
- 2 I, II, III及びIVの階程を順次履修するものとする。
- 3 Ⅰ階程の科目のうち3科目の単位を取得したときはⅡ階程に進むことができる。
- 4 I階程の全科目の単位を取得した上で、II階程の科目のうち3科目の単位を取得したときはIII階程に進むことができる。
- 5 Ⅲ階程に進んだ翌年度にIV階程に進むことができる。
- 6 各階程は各科目に細別して、科目ごとに2単位を与える。
- 7 I, II, III及びIVの階程で単位を取得できなかった科目があるときは、その科目 を次年度に再び履修して単位を取得しなければならない。

(兼修語学)

- 第13条 ロシア,中国及びイスパニア学科では、兼修語学として英語を履修するものとする。
- 2 英米学科及び国際関係学科では、兼修語学の必修語学から英語以外の1科目を選択して履修するものとする。
- 3 兼修語学の英語, ロシア語, 中国語, イスパニア語, フランス語及びドイツ語は,

- Ⅰ, Ⅱ及びⅢの階程に分け、年次ごとに順次履修するものとする。
- 4 兼修語学英語では、各階程は各科目に細別して科目ごとに2単位を与える。
- 5 兼修語学英語の I 階程から 1 科目を取得したときは、II 階程に進むことができる。 I 階程の全科目の単位を取得した上で、II 階程の 1 科目を取得すればIII 階程に進むことができる。単位を取得できなかった科目があるときは、その科目を次年度に再び履修して単位を取得しなければならない。
- 6 兼修語学のロシア語,中国語,イスパニア語,フランス語及びドイツ語については, I 階程を修了した後でなければⅡ階程に進むことができない。この単位については I 階程では一括して 4 単位を与え, Ⅱ階程では科目ごとに2単位を与える。(出席要件)
- 第14条 学科専攻語学,兼修語学,スポーツ方法1及びスポーツ方法2については,科目ごとにその全授業時数の2分の1以上出席しなければ単位を与えない。 (研究指導)
- 第15条 研究指導は、学科専攻語学のⅢ階程に進級した年度から履修するものとする。
- 2 研究指導は、選択したコースに開かれたものから選択しなければならない。
- 3 研究指導は、同一担当者について2年間履修するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、担当者の承認を得て変更することができる。
- 4 削除
- 5 研究指導は、同一年度に複数の担当者について履修することはできない。
- 6 研究指導は、通算して8単位まで卒業単位に算入する。
- 7 研究指導の単位を取得できなかったときは、次年度において、さらに履修しなければならない。

(卒業論文)

- 第16条 研究指導を履修登録している者又は単位取得済みの者が卒業論文を提出することができる。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 卒業論文を提出しない者は、選択したコースのコース科目の中からこれに代えて 8単位分の科目を取得しなければならない。
- 5 卒業論文は、所定の期日までに提出しなければならない。
- 6 卒業論文の審査は、原則として2人の審査員によって行う。そのうち1人は研究 指導担当者とする。

(自由選択単位)

- 第17条 以下の場合に取得した単位は、自由選択単位として卒業必要単位に8単位まで算入することができる。
 - (1) 学生が属する学科の必修科目及び選択科目以外の科目を履修した場合

(2) 学生が属する学科の必修科目及び選択科目を規定の単位数を超えて履修した場合

(複数回単位認定科目)

第18条 別表(6)に掲げる授業科目が異なる学期に開講されたときは、同一科目を履修しても、それぞれの科目を異なる授業科目として所定の単位を与え、卒業必要単位に算入することができる。また、同一の学期に開講された場合でも、担当者が異なるときは、それぞれの科目を異なる授業科目として所定の単位を与え、卒業必要単位に算入することができる。

(他大学等との単位互換科目)

第19条 学則第36条第1項及び第2項の規定に基づき取得した単位は、自由選択単位 として卒業必要単位に算入することができる。

(編入学者及び転部者等の単位認定)

第20条 大学又は短期大学の卒業者又は中途退学者で新1年次に入学した学生,編入 学者及び転部者が既に取得した科目の単位認定については別に定める。

(復学者の単位認定)

第21条 休学した者が当該年度に復学したときは、出席時数を考慮して単位を与えることができる。ただし、留学等のときは、別に定める神戸市外国語大学学生海外留学派遣規程による。

(科目名称等の変更)

第22条 この規程の改正により授業科目の名称及び内容を変更したときは、変更された授業科目の履修及び単位の認定については、その都度定める。

附則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、2008年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 2007年度以前に入学したものについては、従前の例による。
- 3 第16条第1項第4号の規定は、2007年度に入学した者に適用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、2009年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 2008年度以前に入学した者については、従前の例による。

附則

この規程は,2010年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 2012年度以前に入学した者については、従前の例による。

附則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2020年7月1日から施行する。

附則

1 この規程は,2021年4月1日から施行する。 (経過措置)

2 2020年度以前に入学した者については、従前の例による。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。